

東京都地方独立行政法人評価委員会
令和3年度第1回都立病院分科会

令和3年11月5日（金）

東京都病院経営本部経営企画部総務課

東京都地方独立行政法人評価委員会
令和3年度第1回都立病院分科会 次第

日時：令和3年11月5日（金曜日）

午後2時32分から午後3時55分まで

場所：東京都庁第二本庁舎31階 特別会議室27

1 開会

2 審議事項

(1) 分科会長の選任

(2) 地方独立行政法人東京都立病院機構第1期中期目標骨子について

3 その他

4 閉会

【配布資料】

資料1 東京都地方独立行政法人評価委員会 都立病院分科会 委員名簿

資料2 都立病院・公社病院の概要について

資料3 地方独立行政法人東京都立病院機構の設立について

資料4 地方独立行政法人東京都立病院機構 第1期中期目標骨子について

資料5 「新たな都立病院」が担うべき医療等に関する都民アンケートの実施について

【参考資料】

参考資料1 東京都地方独立行政法人評価委員会について

参考資料2 東京都地方独立行政法人評価委員会条例

参考資料3 東京都地方独立行政法人評価委員会規則

参考資料4 東京都地方独立行政法人評価委員会運営要綱

参考資料5 地方独立行政法人東京都立病院機構定款

参考資料6 新たな病院運営改革ビジョン

参考資料7 東京都病院経営本部 事業概要 令和3年版

参考資料8 公益財団法人東京都保健医療公社 事業概要 令和3年版

午後2時32分 開会

○山室計画調整担当課長 お待たせいたしました。ただいまより、東京都地方独立行政法人評価委員会、令和3年度第1回都立病院分科会を開会させていただきます。

本日はお忙しい中御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。私、事務局を務めます病院経営本部経営企画部計画調整担当課長の山室と申します。よろしくお願いいたします。本分科会の会長選任までの間、進行を務めさせていただきます。

初めに、資料の確認をさせていただきます。お配りしている資料ですけれども、1枚目が次第となっております。次が資料1、本評価委員会の都立病院分科会委員名簿となっております。資料2が2枚となっております。都立病院・公社病院の概要についての資料となっております。資料3が地方独立行政法人東京都立病院機構の設立について、1枚の資料となっております。資料4、地方独立行政法人東京都立病院機構第1期中期目標骨子についてという資料が3枚でございます。最後、資料5ですね、「新たな都立病院」が担うべき医療等に関する都民アンケートの実施について、1枚の資料となっております。

資料は配布しております資料のほか、i P a dでも御覧いただけます。また、参考資料は恐れ入りますが、i P a dでの配布のみとさせていただいておりますので、お手数ですがi P a dから御確認をいただきたいと思っております。

本日は机上にマイクを設置しております。御発言の際は備え付けのマイクを御使用いただきますようお願いいたします。中央のボタンを押していただき、ランプが赤い色に光ったらマイクが入りますので、御発言をお願いいたします。お手数ですが、発言が終わりましたらボタンを押して、都度マイクを切っていただきますようお願いいたします。

御不明な点があれば係員が伺いますけれども、どなたかいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、資料に沿って始めさせていただきたいと思っております。

まず、資料1の名簿に沿って、委員の御紹介をさせていただきます。名簿順で御紹介をいたします。

一橋大学国際・公共政策大学院教授の井伊雅子委員でございます。

○井伊委員 井伊でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○山室計画調整担当課長 東京都医師会理事の大坪由里子委員でございます。

○大坪委員 大坪です。よろしくお願いいたします。

○山室計画調整担当課長 児玉公認会計士事務所代表の児玉修委員でございます。

○児玉委員 児玉です。よろしくお願いいたします。

○山室計画調整担当課長 学校法人東京医科大学東京医科大学茨城医療センター病院長の福井次矢委員でございます。

○福井委員 福井です。どうぞよろしくお願いいたします。

○山室計画調整担当課長 本日リモートでの参加となっておりますが、読売新聞東京本社編集局医療部次長の本田麻由美委員でございます。

○本田委員 本田でございます。今日はWebのほうで申し訳ありません。よろしくお願いいたします。

○山室計画調整担当課長 ありがとうございます。

次に、病院経営本部及び公益財団法人東京都保健医療公社の幹部職員を御紹介させていただきます。

まず、病院経営本部の方から始めさせていただきます。

病院経営本部長の西山でございます。

○西山病院経営本部長 西山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○山室計画調整担当課長 経営企画部長の谷田でございます。

○谷田経営企画部長 谷田でございます。よろしくお願いいたします。

○山室計画調整担当課長 サービス推進部長の西川でございます。

○西川サービス推進部長 西川でございます。よろしくお願いいたします。

○山室計画調整担当課長 経営戦略担当部長の藤本でございます。

○藤本経営戦略担当部長 藤本です。よろしくお願いいたします。

○山室計画調整担当課長 計画調整担当部長の船尾でございます。

○船尾計画調整担当部長 船尾でございます。よろしくお願いいたします。

○山室計画調整担当課長 政策調整担当部長の鈴木でございます。

○鈴木政策調整担当部長 よろしくよろしくお願いいたします。

○山室計画調整担当課長 続きまして、公益財団法人東京都保健医療公社の幹部職員を御紹介させていただきます。

理事長の山口でございます。

○山口公社理事長 山口でございます。よろしくお願いいたします。

○山室計画調整担当課長 副理事長の上田でございます。

○上田公社副理事長 上田でございます。よろしくお願いいたします。

○山室計画調整担当課長 常務理事の森山でございます。

○森山公社常務理事 森山です。よろしくお願いいたします。

○山室計画調整担当課長 事務局長の荒畑でございます。

○荒畑公社事務局長 荒畑です。よろしくお願いいたします。

○山室計画調整担当課長 なお、本日はほかに病院経営本部及び保健医療公社の幹部職員も参加させていただいておりますけれども、時間の関係で今回は省略させていただきます。

続きまして、都立・公社病院からの出席者を御紹介させていただきます。順番は、地方独立行政法人東京都立病院機構の定款に記載されている順で御紹介をさせていただきます。

広尾病院長の田尻でございます。

○田尻広尾病院長 田尻です。よろしくお願いいたします。

○山室計画調整担当課長 大久保病院長の辻井でございます。

○辻井大久保病院長 辻井です。よろしくお願いいたします。

○山室計画調整担当課長 大塚病院長の松本でございます。

○松本大塚病院長 松本です。よろしくお願いいたします。

○山室計画調整担当課長 駒込病院長の神澤でございます。

○神澤駒込病院長 神澤です。よろしくお願いいたします。

○山室計画調整担当課長 豊島病院長の安藤でございます。

○安藤豊島病院長 安藤です。よろしくお願いいたします。

○山室計画調整担当課長 荏原病院長の黒井でございます。

○黒井荏原病院長 黒井です。よろしくお願いいたします。

○山室計画調整担当課長 墨東病院長の足立でございます。

○足立墨東病院長 足立です。よろしくお願いいたします。

○山室計画調整担当課長 多摩総合医療センター院長の檜山でございます。

○檜山多摩総合医療センター院長 檜山です。よろしくお願いいたします。

○山室計画調整担当課長 多摩北部医療センター院長の高西でございます。

○高西多摩北部医療センター院長 高西です。よろしくお願いいたします。

○山室計画調整担当課長 東部地域病院長の稲田でございます。

○稲田東部地域病院長 稲田です。よろしくお願いいたします。

○山室計画調整担当課長 多摩南部地域病院長の大貫でございます。

○大貫多摩南部地域病院長 大貫です。よろしくお願いいたします。

- 山室計画調整担当課長 神経病院長の高橋でございます。
- 高橋神経病院長 高橋です。よろしくお願いいたします。
- 山室計画調整担当課長 小児総合医療センター院長の廣部でございます。
- 廣部小児総合医療センター院長 廣部です。よろしくお願いいたします。
- 山室計画調整担当課長 松沢病院長の水野でございます。
- 水野松沢病院長 水野です。よろしくお願いいたします。
- 山室計画調整担当課長 がん検診センター所長の阿部でございます。
- 阿部がん検診センター所長 阿部でございます。よろしくお願いいたします。
- 山室計画調整担当課長 なお、都立・公社病院の事務局長及び事務長も本日Webで参加をさせていただいておりますが、御紹介は省略をさせていただきます。

続きまして、病院経営本部長の西山より一言御挨拶をさせていただきます。

- 西山病院経営本部長 改めまして、病院経営本部長の西山でございます。

先生方におかれましては大変お忙しい中、評価委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。心より感謝を申し上げます。

都立病院は、これまで高水準で専門性の高い行政的医療を提供する役割を担い、良質な医療サービスの確保に取り組んでまいりました。また、保健医療公社が運営をいたします公社病院は、地域における急性期医療の中核病院として都立病院や地域の医療機関と連携をしながら効率的な地域医療システムの構築に取り組んでまいったところでございます。

今後の超高齢化社会のさらなる進展によりまして、医療を取り巻く環境が大きく変化する中におきましても、都立・公社病院は救急医療や感染症医療をはじめとする行政的医療を安定的に、かつ確実に提供し、都民の医療に対する期待に応え続けていかなければならないと思っております。

また、病院完結型医療から地域完結型医療への転換が図られていく中で、地域の医療機関など患者さんの療養生活を支える様々な関係機関との連携強化や、地域包括ケアシステムの構築に向けて地域の医療の充実にさらに貢献していく必要もございます。

加えまして、今回の新型コロナウイルスといった感染症ですとか災害医療など、都民の生命に係る緊急事態にも率先して対応を続けていく必要がございます。一方で、現在の都立病院は地方公務員法等による制度的な制約があり、柔軟、迅速な対応が難しい状況がございます。都民の誰もが質の高い医療が受けられ、安心して暮らせる東京の実現に向けましては、柔軟で機動的な病院運営が不可欠でありまして、そこで都立・公社病院を一体的に地方独立行政法人に

移行するため、先般の都議会において法人の定款、本評価委員会の条例の改正の議決をいただいたところでございます。

今後は 14 病院 1 施設のスケールメリットを最大限に生かしまして、様々な医療課題に的確に対応していくため、令和 4 年 7 月の新法人の設立を目指して準備を進めてまいります。この評価委員会、都立病院分科会でございますが、地方独立行政法人東京都立病院機構に対して知事が指示する中期目標、さらに法人が中期目標達成に向けた作成をいたします中期計画について御審議をいただく大変重要な位置づけとなってございます。委員の先生方の御協力の下、新たな都立病院としての新しい歴史を刻む 1 ページが今まさに始まることとなります。本日は、どうぞよろしく願いをいたします。

○山室計画調整担当課長 続きまして、東京都保健医療公社理事長の山口より御挨拶をさせていただきます。

○山口公社理事長 東京都保健医療公社理事長の山口でございます。

東京都保健医療公社は、昭和 63 年に設立されまして、地域医療支援病院の先駆けとして地域の中核病院としてこれまでやってまいりました。しかしながら、実は予算、人事、そういうものに関しては都立病院と同じような制約を受けております。そうした中で、今後地域医療に貢献していくためには、やはり東京都立病院機構の中でその制約を少し外した中で発展していきたいというふうに考えております。

これから地域医療を推進していくためには、東京都立病院機構として都立病院・公社病院が新しい都立病院をつくり、それぞれの病院が地域に貢献するとともに、相乗的な効果で東京都の医療に貢献していきたいというふうに考えております。公社病院も令和 4 年 7 月の東京都立病院機構のスタートに向けて準備を進めてまいります。よろしく願いいたします。

○山室計画調整担当課長 続いて、本会議の定足数の確認をさせていただきます。東京都地方独立行政法人評価委員会条例第 7 条第 5 項に準用する同条第 3 項の規定によりまして、分科会の開催に当たりましては委員の過半数の出席が必要となっております。本日 5 名中全員 5 名に御参加いただいておりますため、定足数を満たしております。

続きまして、本委員会は東京都地方独立行政法人評価委員会運営要綱第 2 条の規定によりまして、公開となっております。議事録及び資料につきましても、同要綱第 4 条の規定によりまして、後日病院経営本部のホームページに掲載をさせていただきますので、御承知おきください。いずれも会議で認めた場合は非公開とすることも可能となっておりますが、どちらも公開とすることで差し支えないということによろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、どちらも公開とさせていただきます。

それでは、審議事項1、分科会長の選任に移りたいと思います。

東京都地方独立行政法人評価委員会条例第6条第3項に基づきまして、当分科会に分科会長を置くこととなっております。分科会長は委員の互選により選任することとなっておりますが、どなたか御意見等いかがでしょうか。井伊先生、ではよろしく願いいたします。

○井伊委員 福井委員を推薦いたします。福井委員は公衆衛生に関する幅広い研究実績をお持ちであり、また現在東京医科大学茨城医療センター院長を務めるなど、医療現場での経験も大変豊富でいらっしゃいます。そのため、新しい法人が目指す東京都の医療政策への貢献と柔軟で機動的な病院運営の双方の観点から御知見をいただけるのではないかと期待しております。また、厚生労働省の厚生科学審議会の会長も長く務めておられることから、適切に会議の運営を行っていただけると考えております。

以上の点から、福井委員を推薦いたします。

○山室計画調整担当課長 ありがとうございます。

ただいま井伊委員から福井委員を分科会長に選任する旨の御発言がございました。いかがでしょうか。皆様、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、福井委員に分科会長をお願いしたいと存じます。福井委員におかれましては、大変申し訳ございませんが、分科会長席に御移動いただきますようよろしく願いいたします。

ありがとうございます。

それでは、以降の議事進行は福井分科会長をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○福井分科会長 ただいま井伊先生から御推薦を受けまして分科会長を仰せつかることになりました福井です。どうぞよろしく願いいたします。

私は、3年ほど前まででしょうか、設立されていた都立病院経営委員会でも独立行政法人化したほうがいいのではないかという意見を述べました。ぜひ今回の独立行政法人化によって都立病院、公社病院がさらによいケアを都民の皆様に提供できますよう、私としてもできるだけことをしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、東京都地方独立行政法人評価委員会条例第6条第5項に基づきまして、分科会長が分科会長代理を指名することになっております。私から指名させていただきたいと思います。分科会長代理を大坪委員をお願いしたいと思いますが、お引き受けいただけますでしょうか。

○大坪委員 はい、よろしく願いいたします。

○福井分科会長 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

それでは、議事次第にございます審議事項の2番目に入りたいと思います。地方独立行政法人東京都立病院機構第1期中期目標骨子について、資料2から資料4まで事務局より説明をお願いいたします。

○山室計画調整担当課長 それでは、資料につきまして事務局から御説明をさせていただきます。

資料の説明の前に、大変申し訳ないですが、会議が始まる前にリモートの関係を調整したところ、資料を画面に映せなくなってしまいました。御参加の皆様には申し訳ないですが、タブレット資料等で御確認をいただきたいと思います。

また、リモートで御参加されております本田委員につきましては事前に資料をお送りさせていただいているかと思っておりますので、申し訳ないですがそちらで御確認をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、資料に沿って御説明をさせていただきます。

資料2、都立・公社病院の概要についてでございます。資料2の1枚目でございます。よろしいでしょうか。

都立病院は感染症医療、救急医療、がん医療、周産期医療など高水準で専門性の高い総合診療基盤に支えられた行政的医療を適正に都民の皆様へ提供し、他の医療機関等との適切な役割分担と密接な連携を通じまして、都における良質な医療サービスの確保を図ることを基本的な役割として運営を行っております。

行政的医療の内容につきましては、資料の記載のとおりでございますが、大きく3つの分類となっております。現在の新型コロナウイルス感染症への対策はまさに行政的医療となっております。

加えまして、地域医療構想の実現に向けまして、地域の医療提供体制も大きく変化していくことが予想されていることから、都立病院は地域医療の充実への貢献をしていく役割も担っております。

また、公益財団法人東京都保健医療公社が運営いたします公社病院は、地域の医療連携体制を構築するための病院として設立をされまして、地域における急性期医療の中核病院として身近な地域で適切な医療が受けられるよう地域の医療機関との連携に基づく地域医療のシステム化を推進するとともに、必要とする医療サービスの提供等を行うことによりまして、医療と福

社の向上に寄与する役割を担ってございます。

また、公社病院におきましても、感染症医療や精神疾患医療などの行政的医療を提供しているところでございます。

今般の新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、こうした役割を踏まえまして、都立病院及び公社病院が一体となって感染状況に応じて必要となる医療を提供してきたところでございます。

また、こうした役割の提供を通じて、都民にとって安全安心な医療のさらなる高みを目指し、総力を挙げて取り組んでいるところでございます。

資料2の2枚目となります。資料のうち黄色で網掛けしております病院が都立病院となっております。また、青い網掛けは東京都保健医療公社が運営する病院及び施設となっております。現在都立病院は都全域あるいは複数の二次保健医療圏を対象として医療を提供しており、一方、公社病院は主に二次医療圏を中心に、地域で必要とされる医療を提供してございます。

都内の総病床数に占める都立病院と公社病院を合わせた病床の割合は5.4%となっております。また、限りある病床を最大限有効に活用していくために都立・公社病院の役割を踏まえた医療課題に対応していくことが重要となっております。

続きまして、資料3でございます。地方独立行政法人東京都立病院機構の設立について御説明をさせていただきます。

資料上段の背景でございますが、超高齢社会のさらなる進展によりまして、医療を取り巻く環境や医療需要等が大きく変化していくことが予想されております。こうした環境変化は都立・公社病院だけのものではなくて、他の医療機関全てに関わるものでございますので、皆様御承知おきのことかと思っております。こうした環境変化に対応するため、国は病院完結型の医療から地域完結型への医療への転換を図っており、各医療機関等と一層連携しながら住み慣れた地域で医療から介護まで提供できる体制の構築、いわゆる地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいく必要がございます。

また、さらにその先の団塊ジュニア世代—現在の40代後半から50代に入る世代かと思えますけれども—が高齢者となります。2040年にはさらに医療を取り巻く環境は厳しくなるものと考えられております。

そうした環境変化に対する医療提供体制の整備は急務となっております。医療環境の変化に柔軟に対応し、先ほど申し上げた都立病院・公社病院の役割をしっかりと果たしていくことが必要であると考えております。

しかしながら、求められる医療を柔軟に機動的に提供する上で、現在の都立病院には課題がございます。資料中段でございます。例えば、他の地方公共団体等との均衡が求められることから、医療現場のニーズに即した多様な勤務形態ですとか柔軟な給与体系の設定が困難であること。また、予算単年度主義に伴いまして、職員数を管理する定数の設定によりまして現場が必要とするタイミングでの迅速な人員の確保が困難となっているところでございます。

こうした課題を解決し、将来にわたりまして行政的医療の提供をはじめとする役割を果たし続けていくため、今般地方独立行政法人への移行に向けて準備を進めているところでございます。

地方独立行政法人となった後は、医療ニーズに対応するための人材の迅速な確保、また 14 病院 1 施設のスケールメリットを生かした効率的な運営を行っていきたいというふうを考えてございます。

そして、こうした取組によりまして、私たちの役割である行政的医療をはじめとする医療を一層充実強化するとともに、新型コロナウイルス感染症への対応ですとか、新たな医療課題にもしっかりと対応してまいりたいと考えております。

さらに、背景にもございます地域における効率的な医療提供体制の構築においても、地域医療を支える他の医療機関と連携しながら取り組んでいきたいと考えてございます。

なお、先行して地方独立行政法人化した他県の法人では、公表されている資料を見ますと、やはり職員数を増やしてそれぞれの地域で必要となる医療に対応されているところでございます。例えばでございますけれども、静岡県立病院機構におきましては、救命救急センターの開設ですとか循環器病センターの治療体制の充実を図っているほか、そうした医療だけではなくて、診療情報管理士の資格取得者を経験者で採用して、病院運営に精通した事務職員を確保し、事務部門の専門性の向上に図られているところでございます。

また、神奈川県立病院機構では、コロナ対応におきまして県立足柄上病院と県立循環器呼吸器病センターが重点医療機関に指定されているとともに、県立の精神医療センターと民間病院が連携してコロナ重点医療機関を設置するなどしており、県の医療政策と歩調を合わせながら積極的に役割を果たしております。

続きまして、資料 4 でございます。資料 4、1 枚目は中期目標とは、という内容の資料となっております。資料上段になりますが、中期目標とは、法人が達成すべき業務運営に関する目標として、知事が定め、法人に指示するものとして、地方独立行政法人法第 25 条により規定されているものでございます。また、中期目標を定めるに当たりましては、評価委員会の意

見を聴くとともに、都議会での議決を必要とされることも同法により定められておりまして、まさに本日の評価委員会都立病院分科会での審議がこれに当たるということになります。

資料下段になりますけれども、同法によりまして定められている中期目標の項目となっております。5つございまして、このうち第2、住民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項という部分が病院が提供する医療、または地域医療への充実への貢献、さらに患者さんへのサービス提供に係る非常に重要な部分となっております。

次のページに移らせていただきます。本日御審議いただきます骨子の部分となっております。まず、前文とございますけれども、こちらは法令に求められたものではございませんが、中期目標を定めるに当たりまして、法人化に至る経緯ですとか、法人に求める役割などを総論的に記載することとしております。なお、他県の独立行政法人におきましてもこのような記載がございます。

次に、第1、期間でございます。法人の設立は、令和4年7月から令和9年3月31日までを予定してございます。

次に、第2、先ほど申し上げたとおり、法人が提供する医療等に係る部分となっております。まず最初に記載することを考えておりますのが、地方独立行政法人化の目的でもございます行政的医療をはじめといたします医療の提供を目標として指示することを考えてございます。行政的医療を安定的・継続的に提供すること、さらに高度専門医療等を提供すること、また高齢化の進展等を見据えまして今後必要となります総合診療医の確保や育成等につきまして法人に指示することを考えてございます。

次に、災害や公衆衛生上の緊急事態への対応でございます。これも法人の重要な役割でございまして、現在の新型コロナ対応がまさにこれに当たるものでございます。大規模災害、また新たな感染症の拡大などの緊急事態におきまして、都の方針の下で求められる医療を確実に提供することを中期目標の中で指示していきたいというふうに考えてございます。

なお、こうした緊急事態の対応につきましては、先の議会におきまして御議決いただきました法人の定款におきまして、法人自らが提供するということが業務範囲として規定しており、こうした緊急事態に対しましては法人は率先して自ら対応する義務がございます。

次に、地域医療の充実への貢献でございます。独法化の背景の中でも御説明をさせていただきましたが、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を指示するとともに、直接都民に対しましても健康増進等に資する取組を行うことを法人に指示することを考えてございます。

次に、安全で安心できる医療の提供でございます。この中では患者さんへの医療サービス、

医療安全の確保、さらに医療とは異なるサービスの充実につきましても指示することを考えてございます。

第2の項目、最後は臨床研究等の推進に関する取組となっております。

次のページは、残りの第3から第5という部分でございますが、第3以降は、第2、前のページですね、記載をさせていただきました医療等の提供するサービスを支える基盤となる部分というふうにお考えいただければと思います。

まず、第3の業務運営の改善及び効率化に関する事項でございます。この中では、14病院1施設をより効率的・効果的に運営していくための体制を構築することを指示することを考えてございます。こうした大規模な法人を運営するためには、必要不可欠な要素であるというふうに考えております。また、業務改善につきましては現在も取り組んでいるところではございますが、引き続き継続的な改善も不可欠な要素であるというふうに考えてございます。

次に、人材の確保・育成でございます。病院を安定的に運営し、医療を提供し続けていくためには、専門的な人材やそれを支える人材が必要不可欠でございます。独法化後は医療ニーズに対応するために必要な人材の確保、さらに育成にも取り組んでいくことが重要であるというふうに考えてございます。

次に、効率的・効果的な業務運営となります。人材を確保する上では、病院で働く職員が前向きに働いていくことができる環境の整備も必要であるというふうに考えてございます。そうした考えの下、職員の能力を最大限発揮できる環境を整え、かつライフ・ワーク・バランスといった働き方改革を進めていくことを指示していきたいというふうに考えてございます。

次、第4、財務内容の改善についてでございます。現在の都立病院・公社病院でも取り組んでいる内容ではございますが、医療の質を高めるために診療報酬改定への対応ですとか、14病院1施設のスケールメリットを生かして取り組んでいくことを中期目標に指示することを考えてございます。

最後、第5の項目、その他重要な事項としては大きく3点を指示することを考えてございます。1つ目が、病院運営におけるDX、デジタルトランスフォーメーションの推進でございます。医療に限らず、技術の高度化、そのスピードは非常に速くなっております。そうした技術を活用することで法人が提供する全体的なサービスの質—ここではQOS、クオリティオブサービスというふうに記載してございますが—を向上させていくことを中期目標として指示することを考えてございます。

次に、施設・設備整備についてでございます。既に計画しております大規模な施設整備がご

ございますし、医療を提供する土台としての施設、また医療機器の整備も重要でございます。そうした計画を着実に進めていくことを指示することを考えてございます。

最後に、業務運営の確立についてでございます。患者さんに医療を提供する大前提といたしまして、法令等に基づきます適正な業務運営は必要不可欠な事項でございます。行政的医療の提供、医療における緊急事態への対応など、都の政策に率先して対応していく観点からも重要な事項というふうに考えているところです。

説明が長くなり恐縮でございますが、事務局からの資料の説明については以上でございます。
○福井分科会長 ありがとうございます。

ただいま特に中期目標の骨子についての御説明いただきましたが、本日はこの部分につきまして全ての関係者の皆様から御意見を伺うということが目的でございますので、御自由に発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。委員の先生方、それから都立病院・公社病院の先生方からも意見がありましたら。井伊先生、どうぞ。

○井伊委員 御説明ありがとうございました。今日配布資料にもなっている新たな病院運営改革ビジョンですが、こちらのほうも拝読させていただきましたので、こちらも参照しながら、4点コメントというか質問も含めてございます。

1点目は、事務職員に関してですが、現在は都庁の職員が担当しておられますけれども、独立化の後はどうのように育てていくのかということです。医療を担うのは医師をはじめとする医療従事者ですけれども、病院運営を下支えしていくのは事務職員であり、医療従事者だけでなく病院運営や院長を支える事務職の育成というのがたいへん重要だと思います。この改革ビジョンの28ページのところにも病院経営のスペシャリストの計画的な育成、診療データ分析、他の病院と収益、費用、診療内容等を比較して診療行為の改善案の提案を行うなど、かなり具体的に書かれておまして、事務職の育成に関しても目標に具体的に盛り込んでほしいと思っております。

2点目はデジタル化ですね、これはもう国を挙げての目標になると思いますけれども、この改革ビジョンの48ページに、医療情報を統合するという事で、自分の病院だけでなく、地域医療機関や介護施設とも共有、参照して、地域医療機関などとの間で患者情報を共有すると書かれています。

68ページには、経営情報を分かりやすく公開し、見える化と書かれておまして、1点目の事務職をスペシャリストとして育成していくということとも関連しますが、デジタル化に関しても最近ニュースにもなりましたが、マイナンバーの連携なども含めて具体的な指標を

入れていただければと思います。

3点目が、質の高い医療提供ということが今の御説明の中でも何か所か出てきましたが、具体的に質の高い医療とはどういうことを指すのか、どのように取り組むことを考えているのか、どのような指標を用いていくのかということを具体的にお示しいただければと思います。

4点目が、ここはちょっと長くなってしまいうんですけれども、高齢化が進んで臓器別の専門家だけではなくて、総合診療医の育成ということが65ページにも出ていますし、あと、多職種チーム医療の充実というのが18ページに出てきていますし、その2つに関係することですけれども、臓器別の専門家だけではなくて、総合診療医の育成や総合診療医と一緒に働く看護師などの育成はとても重要な取組と考えています。そのときに、病院内の診療科の間だけの連携ではなくて、どんなに総合診療科が関わっているとはいっても、病院の医師の都合を優先した病院中心といいますか、ここにそうそうたる病院のトップの方がおられる中で経済学者の私が申し上げるのもなんですけれども、やはり病院中心というか疾患中心であり、臓器別の医療になりがちです。生活の場、地域を基盤とした都民の健康づくりに十分寄与するということは院内の連携だけでは難しいと思います。コロナでその重要性が明らかになりましたけれども、公衆衛生との連携も含めた予防ですとか健康維持増進を深めるためにも、地域の診療所などの総合診療医との連携を、東京都立病院機構の総合診療科が中心になって進めていくということも期待されていると思います。

あとは、今後の総合診療専門医ですね、専門医制度で育成されてきた総合診療専門医の育成に関しても、新しくできる東京都立病院機構の総合診療科が積極的に地域の診療所などとも連携して、そのネットワークを活用して地域を基盤とした専門研修を基幹施設として運営できるよう整備していかなければなりません。こうした取組も中期目標に盛り込んでいくべきだと考えております。

以上、4点です。

○福井分科会長 ありがとうございます。1つ1つ長い時間取ることはできませんが、今の時点で事務局から何かコメントございますか、井伊委員がおっしゃった4点につきまして。

○山室計画調整担当課長 御質問いただきましてありがとうございます。また、御意見ありがとうございます。

まず、1点目の事務職員の育成でございますけれども、現在都立病院は東京都全体の人材育成の観点から異動が二、三年というふうになっておりまして、なかなか育成していくのが難しいということがございます。こうしたことを踏まえまして、独法化後は特に病院の運営に貢献

できる人材、下支えする人材を育成していきたいというふうに考えてございます。また、そうした取組は非常に重要であるというふうに認識しているところでございますので、そういった点も中期目標の作成に当たって検討させていただきたいというふうに思います。

それから、2点目のDX、特に地域医療機関との情報共有のお話であったかと思えます。そちらにつきましても、非常に重要な取組であると考えてございます。既に一部取り組んでいるところはございますけれども、独法化以降、特に患者さんが地域で安心して療養生活を続けていくためにはこういった取組は重要であると考えてございますので、中期目標か中期計画かどうかになるかと思えますけれども、そういった取組について盛り込むことを検討させていただきたいというふうに思います。

次に、質の高い医療についてでございますけれども、質の高い医療というのはなかなか概念的な表現ではございますけれども、1つ単に医療を提供するだけではなくて、先ほど疾患中心というようなお話もございましたが、多職種が連携して患者さんに対応していく、チーム医療と言われて久しいですけれども、そういった取組が医療の質を上げるものであるというふうに考えてございます。また、医療安全、患者さんの安全面を考えますと、医療安全の取組も質を上げる取組の一つであると考えているところです。そうした取組につきまして、法人の中期計画になろうかと思えますが、盛り込んでいくことを考えていきたいと考えてございます。ありがとうございます。

それから、最後の総合診療医のお話であったかと思えますけれども、今回中期目標骨子でも記載をさせていただいておりますが、単にこの総合診療医の育成、確保だけではなくて、院内の連携ですとか他の専門診療科との連携のようなお話について御意見をいただいたというふうに考えているところでございますが、この点につきましては私よりも山口理事長のほうがよろしいかと思えますので、山口理事長のほうからお話をさせていただきたいと思えます。

○山口公社理事長 総合診療医の育成に関しましては中期目標に入ったということで、非常に大事な項目であるというふうに考えています。まず、大学での医師の育成という中では、これまでやはり御指摘にあったように臓器別の専門医を育てることがどうしてもメインになっているわけです。実際に各病院の院長、私も院長を経験しておりますが、その中で必要であるのはやはり総合的に診れる医師が必要であるということでした。その中では、今のような大学の教育の中ではなかなか総合診療医が育てられないという状況であれば、やはり東京都が育てることが必要なのではないかというふうに考えています。ただ、現段階ではまず総合診療医がその病院に存在することが第一段階になって、その次に育成ということになるのでは

ないかというように考えています。実は総合診療医、各病院によってそれぞれ求めるものが違うというのが現状です。そして、総合診療医というのは非常に定義が曖昧でして、実は各ドクター、各院長、それぞれ考えるイメージしている総合診療医というのは実は食い違っていて、総合診療医という名前で話をしているとなかなかまい一致点が見つけれないというのが実はこれまでの議論の中で出てきました。そういう意味でそこら辺何が必要か、まず病院にとってはいわゆるホスピタリストという病院にとって総合的に診れるお医者さんが必要ですが、あともう一つは、地域との関係からいえば、やはり地域のかかりつけ医とうまく連携が取れるドクターが必要になってくるかと思います。そこら辺は今後育てていかななくてはいけない分野であるというふうに考えています。全ての病院で同時にできることはないと思いますが、幾つかの病院で試験的にこの中期目標の間にやっていくということをまず進めたいというふうに考えています。

それから、もう一つだけ、DXに関してでございますけれども、これは東京都医師会が東京医療総合ネットワークという形で各病院の情報をつなげようとしております。この中に既に公社病院、それから都立病院でも参画しております。これが1つの患者情報の東京都全体の共有化ということにつながっていくかと思っております。もう一つの患者情報、PHRという形で進む可能性もありますけれども、現段階では私たちは東京総合医療ネットワーク、東京都医師会が主導する中で進めていきたいというふうに考えています。

以上です。

○福井分科会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。大坪先生、どうぞ。

○大坪委員 私からも何点かあるんですけども、まず、今話題になっておりました総合診療科の先生のことについて一言申し上げたいんですけども、その話と並行して、今、山口先生からお話がありましたが、地域の先生方、地域のクリニックの先生方のかかりつけ医、それからホームドクターのそういった方々が、本来はその地域で総合診療科的なことをやっていたかという話も今進んでいるところでございますので、そことの兼ね合いが大事になってくるかなと思います。

というのは、結局何百床以上の病院は紹介状がないと行けないということですよ。なので、都立病院のような大きい病院にいる総合診療科の先生がどういうところから患者さんが来て、どういうふうなその中で役割を果たすかというところが、よくこれは説明をしないと、例えばそこに最初のいきなりの患者さんが来てしまうと、またその今までやってきた、まずはかかり

つけ医に行きましょうというのが崩れてしまってもいけないし、または地域の先生方に何か誤解を生じるようなことがあってもいけないと思うんですね。だから、ここはホームドクター、それからかかりつけ医の先生としっかりして、そしてこの都立病院の総合診療科の先生がいらっしゃるというふうに構築していく必要があるかと思います。

今回コロナのことがあって、第5波のときには、やはり地域のかかりつけの先生方に非常に活躍していただきまして、その先生方が入院できない患者さんの面倒を見ていただくということをしていただいたために何とか乗り越えられたということがありますので、やっぱり地域のかかりつけ医の先生とつながっていただくというのも構築としては大事なかなと思いました。

それから、あと私から何点かあるんですけども、まず今回独立行政法人化は、第一の目的が経営改善ということではなくて、よりスピーディーに都民の方々に必要な医療を提供するために独立行政法人化をするのかという理解でよいかということがまず1つ目。それから、もう一つは、それぞれの今ある都立病院、それから公社病院が独立行政法人になったときに、それぞれの病院に特色を持たせるのかというか、専門性を追求していくような、例えばこの病院はこれができますよ、この病院はこれができますよというようなものがあるのであれば、周囲の病院から見ても分かりやすいようにより具体的にこの病院はこういう役割をこの地域で担っていくというようなものがあると周囲の方々にも理解していただけるのかなというふうに思いました。

それで、やっぱり独立行政法人化しますというふうになると、まず地域の民間の病院が何を思うかという、経営的なもので変えるんじゃないかという心配はやっぱり持たれると思うんですね。そうすると、自分たちの分野を脅かされるんじゃないかとか、そういった心配があると思うので、そうではなくて、公的なもの、行政的な医療は今までどおりきちんと提供していくことが目的だということを言って、より具体的に分かりやすくその中を説明、見えるようにすることがやっぱり周囲の医療機関、それからあとは住民の方々にも受け入れてもらえる、スムーズに独立行政法人化する成功の鍵の一つになるのではないかなと思います。

それから、ごめんなさい、あともう一つだけ。1つ気になっているのが、今回コロナの幾つもの波を乗り越える中で、本当に都立病院、それから公社病院の先生方に大変お世話になりまして、民間病院としては心強く思っていたところなんですけれども、コロナの専門病院、それからコロナに関わらず今後こういったパンデミックが起きたときの感染症の専門病院を1つ都立でつくったほうがいいのではないかという議論も出ているんですけども、その辺のところはどういうふうにお考えか、少し確認しておきたいです。

以上です。

○福井分科会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○山室計画調整担当課長 それでは、事務局から回答させていただきたいと思います。

まず1点目の総合診療医の育成のお話でございますけれども、先ほど山口理事長からもお話ございましたが、都立・公社病院だけでやっていけるものではないというふうに考えてございます。もちろんかかりつけ医の制度ですとかホームドクターの制度ですとかそういったものがある前提として、地域と連携しながら総合診療医の育成ですとか、病院で提供する総合診療について充実を図っていきたいというふうに考えているところですので、そういった御心配はございませんので、その点について御理解いただければと思います。

2点目ですけれども、今回の独法化の目的でございますが、独法化の目的は、課題や背景の中でもお話をさせていただきましたけれども、今後変化していく医療環境に柔軟、機動的に対応していくためにはどうしたらいいかと、そうした中で私たちの役割である行政的医療を提供していくこと、こちらが大前提のお話となっております。ですので、経営改善ということではなくて、まずもって医療を充実していくこと、こちらが目的であるということを御理解いただきたいと思います。

それから、3点目ですね。

○谷田経営企画部長 すみません、3点目は、経営企画部長、谷田からお答えいたします。先生、ありがとうございます。

感染症の専門病院をつくったらよいのではないかというお話は、いろんな御意見あって、そういう話というのは私たちも聞いております。1つは病床の確保、今回コロナ対応する中で、多摩総合医療センター等があるキャンパスの中で府中療育センターの旧施設を活用して専用医療施設ということで100床、私たち都立・公社の施設のそれぞれの人員、みんなで協力して運営をしてきたという実績がございます。全体の病床の運営についてはやはり全体を統括する福祉保健局との病床の確保との関係もございますので、私たちの中でまた連携しながらこれまでのコロナ対応のことを振り返りながら今後に備えるということになると思いますので、また先生方にもいろいろとお世話になると思いますけれども、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○山室計画調整担当課長 それとすみません、もう一点ですね、病院の特色をもう少し出すというのはどうかというようなお話であったかと思っております。そうしたほうが周囲の病院にも分か

りやすいというような御意見だったかと思えます。ありがとうございます。

その点についてですけれども、今回 14 病院 1 施設を運営します法人に対する中期目標となりますので、記載としましては先ほども説明させていただいた骨子をベースにつくっていきたいというふうに考えているところではございますけれども、先生の御意見を踏まえまして、各病院の重点医療等が分かるような記載を設けていくことをちょっと検討させていただきたいというふうに思えます。

○福井分科会長 ありがとうございます。

そのほか。本田先生、お願いします。

○本田委員 本田です。すみません、聞こえてますでしょうか。

○福井分科会長 はい、聞こえてます。

○本田委員 ありがとうございます。私のほうからも 3 点ほど、質問と意見とお願いをさせていただきたいと思えます。

私都民、私も住民ですけれども、都立病院・公社病院が独立行政法人化するって、具体的に今までもそのような話がありましたでしょうか、一般人にはなかなか分かりづらくて、それと私ちょっと 1 つ確認したいと思っているのが、私は長く国のほうのナショナルセンターの評価委員を経験していたんですけれども、その場合は同じように医療の提供の充実ということが命題だったんですけれども、国の制度では国からの交付金が独法化された病院には毎年 5 % ずつ削減されていくとか、国の仕組みがあって厳しい中、経営がどんどん厳しくなる中、医療のほうを考えていかなきゃいけないという姿を、頑張ってもらってるんですけれども、大変厳しいということを見てきました。そういう意味で先ほども少しお話ありましたけれども、経営の改善に走るわけではなくて、医療の提供をきちんとするんだ、スピーディーにやるんだというお話でしたけれども、国の独法のこういった制度と同じような状況になるのかどうか、どういう形になるのかというのをちょっと知らないのでも教えていただきたいと思います。

1 つ、住民としては、やっぱり今目先の話にはなってしまいますけれども、新型コロナに対する対応というのは大変関心の強いところでして、都立・公社からすると相当やっぱり都の行政的な政策によって医療を提供していつてくれるんだろうという期待がありました。独法化後もそういう連携というのは強く、都の管理下という言葉は違うのかも、都とともに歩んでいく、都の行政政策医療とともに、例えば急に起こった、今後先ほども先生方がおっしゃっていましたが、いろんなパンデミックがあるかもしれない、災害医療があるかもしれないときに、都の政策決定とともに医療の提供ということがされるのかどうか、一番心配するところであり

ます。そういうことが例えば骨子にあります都民に対して提供するサービス、医療サービスの事項のところには何かきっちり書き込んでもらうとか、そういうことをしていただいてもいいのではないかと思っているんですけれども、その辺はどのような考え方になっているのかというのを改めてちょっと教えていただきたい。

最後に、医療の提供というのはもちろんなんですけれども、私もちょっと大病、がんとかをしましたので、大病している人間にとってはその周辺のサービスですね、例えば相談支援だったりとか、先ほどもお話ありました地域の診療所とか地域の病院との連携とか、いろんな部分で戸惑うことがたくさんあります。そういう患者サービスの充実という項目でどのようなことをやっていくのかというのはある程度具体的に書き込んでもらったらいいなと思っています。

以上です。

○福井分科会長 ありがとうございます。

それでは、事務局からいかがですか、特に最大の命題である目的のところを含めてお願いします。

○山室計画調整担当課長 御意見、御質問ありがとうございます。3点の御質問、御意見をいただいたかと思えます。

まず1点目ですけれども、ちょっと聞きづらいところがあったんですが、国の多分ナショナルセンターと今回地方独立行政法人との違いというようなお話であったかと思えます。特に国のほうは交付金が減らされているというようなお話がございました。その違いにつきまして私のほうから御説明させていただきたいと思えます。

国の独法と地方独立行政法人、特に今回は病院の独法でございますけれども、ここには設立団体からの財政措置につきまして大きな違いがございます。地方公営企業型、病院のような運営形態の地方独立行政法人におきましては、地方独立行政法人法の第85条という規定がございますけれども、ここで事業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費もしくは能率的な経営を行ってもなおその事業も収入をもって充てることが客観的に困難である経費、いわゆる私たちが提供しております行政的医療に当たる部分と考えておりますが、そちらにつきましては設立団体が負担するということとされております。国におきましてはこの点が大きく異なっておりまして、こういった経費について交付することができるというのが国の規定、都におきましては負担するという規定がございます。こうした財政的な裏付けの下、独法化した後も新たな都立病院といたしましては、安定的・継続的に行政的医療を提供していくことが可能となるというふうにご考えてございます。

次に、新型コロナのような対応、行政的医療の代表的なものが新型コロナのような対応だと思いますけれども、こうした都民への期待について、都の政策とともに歩いていくのかどうかというような御質問であったかと思えます。こちらにつきましても、こうした役割、行政的医療、感染症医療をはじめといたします行政的医療の提供がまさに独法化の目的でございますので、独法化後も確実に対応してまいります。

また、こうした緊急事態におきましては、都の政策と連携して、都の指示の下法人一体となって取り組んでいくということが非常に重要であるというふうに考えてございます。そうした考え方の下、中期目標にも盛り込んでいきたいと考えているところでございます。

それから、3点目ですね、医療の提供はもちろんのことというお話もございましたが、地域との連携ですとか、患者サービスについても少し盛り込んではどうかというような御意見だったかと思えます。地域との連携、特に患者さんが地域で療養生活を続けていけるような地域への支援というものも法人の重要な役割の一つであるというふうに考えてございます。その点についても盛り込むことを検討させていただきたいというふうに思いますし、患者サービスの部分につきましては、ここは医療ではない部分というのはちょっと語弊があるかもしれませんが、医療に関連したサービスということで、より利用しやすいような環境整備というような観点から目標に盛り込むことを検討させていただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○福井分科会長 ありがとうございます。

○本田委員 ありがとうございます。

○福井分科会長 児玉先生のほうから何かございますか。

○児玉委員 私のほうからは3点ございまして、対内的な部分と対外的な部分でそれぞれちょっとお話しさせていただきたいと思えます。

3点というのは、大きく申しますと、病院幹部のマネジメントの件というところと、あと職員の意識改革というところと、あと広報、都民にどう知らせるかというそのあたりのところをお話しさせていただきたいと思えます。

まず1点目の病院幹部のマネジメントなんですけれども、今いろんな委員の方々がお話しただきまして、医療のところは非常に大事だということのお話をお伺いしたんですけれども、もちろん医師、看護師、コ・メディカルのほうというのはもちろん病院経営には必要なんですけれども、正しく病院経営、運営していくためにはやはりトップマネジメント、病院幹部のマネジメントも運営していくには大切なんじゃないかなと思えます。その点について今後検討さ

れると思うんですけれども、どういう形で効率的・効果的な運営を行うという中期目標もございまして、そのあたりお話しただければなと思うのが1点です。

2番目は対外的なことなんですけれども、第3の効率化に関する事項というところで、効率的・効果的な業務運営の中に職員の能力を最大限発揮できる環境を整備とありますけれども、職員の一人一人の病院を運営していくという意識ということも今後運営していく中で大切なんじゃないかなと感じていますので、その辺のあたり、中期目標で何か掲げることができればなと考えています。その辺をお話しただければと思います。

最後、広報のほうですけれども、これは皆さん都立病院・公社病院というのは御存じだと思いますけれども、14病院がそれぞれ医療を提供していく中で、もっとこういうことをやっているんだということを積極的に情報発信するということも重要なんじゃないかなと私は考えています。患者さんの選択肢を広げるという意味でも、都が指示するかしないかというところもありますけれども、そういうことが有用なんじゃないかな、指示するということも。広報のところでも今後どういう形でやっていくかというところをお話しただければと思います。

以上、3点です。

○福井分科会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○山室計画調整担当課長 御質問、御意見ありがとうございます。事務局のほうから回答させていただきますと思います。

まず1つ目の幹部のマネジメントについてでございますけれども、病院を運営していくという観点から見ますと、やはりトップとなる幹部もしくは病院を運営していく複数の幹部の育成は重要であるというふうに考えてございます。ただ、中期目標の中に盛り込むのか、法人として自らやっていくという観点から中期計画に盛り込むのかということについてはちょっと検討させていただきたいと思いますが、ぜひその点についてはいずれかの中で盛り込んでいきたいというふうに考えてございます。

2つ目の職員の意識改革についての御意見であったかと思えます。職員が働きやすい環境整備については今回骨子のほうに盛り込んでございますが、先ほどの幹部のマネジメントと併せて、やはり1つの病院が一つの方向性、目指すべき病院に向かって取り組んでいくという観点から考えますと、やはり職員の病院運営に参画しているというような意識醸成というものは重要ではないかと考えているところでございます。ぜひその点についても中期目標に盛り込むことを検討させていただきたいというふうに考えてございます。

それから、3点目の広報でございますけれども、現在も取り組んでいるところでございますが、ぜひ独法化後もこの点について積極的に取り組んでいくことを中期目標の中で盛り込むことを検討させていただければというふうに思います。特に患者の選択肢を広げるというような御意見もございましたので、ぜひその観点からも積極的に取り組んでいきたいと考えてございます。ありがとうございます。

○児玉委員 ありがとうございます。

○福井分科会長 ありがとうございます。

ほかには委員の先生方よろしいですか。大坪委員、どうぞ。

○大坪委員 すみません、もう少しお伺いしたいことがあります。今の職員の意識改革のこともそうなのですが、例えば職員の確保について、今まで都立・公社病院というのはどのぐらい職員の確保に苦勞をされていたかというのはちょっと私も存じ上げないので、今までスムーズだったかどうかということ。というのは、民間病院というのはもう非常にやっぱり看護師さんの不足が続いておまして、確保するのに苦勞している状態なんですね。その人材派遣会社または人材紹介会社からお金を払って看護師さんに来ていただくという状態になっているんですけども、都立病院はその人材を確保することにそれほど苦勞していないのかどうか。また、それが独立行政法人になったときにどう変わっていくかというのか、これは財務内容の改善という中にいろいろ入ってくると思うんですけども、例えばスケールメリットを生かした取組とか、そういうことで多少今までの無駄を省いていって、改善するところを改善するということは出てくると思うんですけども、やっぱり人件費とか人材を確保するというのは今非常にやっぱり民間病院では経営に関わってくる場所ですので、その辺何かお考えがあるのかどうかということと。

それから、やっぱり公務員の看護師さんたちというとなかなか新陳代謝があまりないというか、長く働いて、ずっとそちらで働いている方が多い、年取ってもやめないような方々がいらっしゃるところで、その辺のところ、人件費の制約をつけるのかどうかとか、その辺のところをちょっと伺ってみたいなと思います。

○福井分科会長 いかがでしょうか。

○山室計画調整担当課長 大きく3点、2点かもしれませんけれども、御質問御意見いただいたかと思ます。

1点目の職員の確保についてでございますが、現状を申し上げますと、資料3のページの真ん中に課題がございますけれども、現在の都立病院におきましては柔軟な給与体系ですとか多

様な勤務形態を独自に作成することが困難な状況となっており、例えば専門性を評価するような新しい手当をつくるということが非常に難しいような状況となっており、独法化後は法人独自の制度を構築することによりまして、そういった法制度を活用して人材の確保に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、スケールメリットのような取組のお話もございましたけれども、現在都立病院におきましても公社病院におきましても、例えば共同購入というような取組は行っております。一体の法人化によりまして14病院1施設ということになりますので、よりこういったスケールメリットを生かして費用の節減にも取り組んでいけるのではないかと考えているところでございます。

それから、職員の働きやすさのようなお話でしたかね、人件費のような話だったかと思えますけれども、私たちの目的は医療を強化していく、充実していくということが目的になってございますので、そのために必要な人材についてはぜひ確保、育成をしていきたいというふうに考えているところでございます。そのためにはやはり、働く職員が安心して働き続けられる環境整備というものが重要だと私たち考えておりますので、そういった観点から中期目標の骨子でいいますと、2枚目のほうの第3、○の3つ目ですね、効率的・効果的な業務運営の中に、職員の能力を最大限発揮できる環境を整備ですとか、ライフ・ワーク・バランスや働きやすい職場づくりということを中期目標に盛り込んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○福井分科会長 よろしいでしょうか。ほかにはございませんでしょうか。

それでは私からも。委員の先生方がほとんどお話しになられたことばかりですけれども、恐らくリーダーシップを取る方によって今まで以上に病院の在り方やパフォーマンスが変わってくると思いますので、幹部、リーダーの選び方をよく考えていただきたい。特に外部評価を受けることが今まで以上に重要になってくるのではないかと思います。患者さん、医療の専門家、経営の専門家など、外部の様々な方々から意見を聞くようなシステムを導入していただきたい。

それから、ここには臨床研究・治験の推進という言葉もございますけれども、診療の質を上げるためにも、医療政策の立案のためにも、都立病院と公社病院のデータをうまく収集・分析して、それに基づいて新たな医療、または公衆衛生上の政策提言をするということも積極的にやっていただきたい。

先ほど山口先生が東京医療総合ネットワークのお話をされましたけれども、都内の他の病院のネットワークよりも、私は都立病院・公社病院のネットワークをしっかりと確立したほうが

よいのではないかと思います。7,000床を有する病院団体ですので、かなりのデータがあつという間に集まりますので、ぜひ考えていただきたい。今回のコロナについても日本からの発信が非常に少なかった。先進7か国の中では一番いい医療のパフォーマンスで、死亡率も低いし、そういう日本から、うまく発信できていないというじくじたる思いがあります。ビッグデータの病院のデータを集めることも都立病院機構にお願いできないかと思います。

それから、先ほどから総合診療の話も含めまして、我々診療現場の者は自分の施設のこと、自分の診療のことは考えるんですけども、地域全体として、面として住民にベストケアを提供するにはどうしたらいいのかという、横の話し合いの機会が少ないので、地域にある病院の横の連携、開業医の先生方も含めた横の連携が今以上にうまく取れないものかという思いはしています。それが透明性の確保、大坪先生もおっしゃったことにも恐らくつながるように思います。

井伊先生がおっしゃった、医療の質の指標についてですけども、1つの指標で医療の質を表すことはできません。どの国も数十以上の指標を考えて、それを測定して公開し改善するという営みを行っていきます。我田引水で申し訳ありませんが、医療の質を表す指標、クオリティインディケーター、QIを全ての医療施設で測定し公開して、それを改善するというのを、患者さんにも分かるような形でどうにかして行っていただきたい。そうでないと、医療の質を高くしていると言われても何が医療の質か分からないという、そのとおりだと思います。何かしら指標を測定し公開して、1年ごとに改善していることが分かるような試みをぜひお願いしたい。都庁でそういう話を何年前にさせていただきました。

デジタル化については先ほどのビッグデータの話ともつながる話で、デジタルトランスフォーメーションを率先してやっていただければと思います。

バラバラな話になってしまい申し訳ありません。事務局からコメントいただけたらありがたいのですが。

○山室計画調整担当課長 御意見、御質問ありがとうございます。

大きく4点だったかと思いますが、まず1点目の外部の意見を取り入れる仕組みをつくってはどうかというお話であったかと思いますが。中期目標もしくは中期計画に盛り込むかどうかというのはございますけれども、そういった御意見を踏まえた病院運営をしていく、法人運営をしていくということも重要だというふうに考えてございますので、ぜひその点について検討させていただきたいというふうに考えてございます。

それから、2つ目ですね、データの活用というお話であったかと思いますが。法人の取組とし

ましては、地域の医療機関と、既に説明済みではございますけれども、診療情報の共有などといったことから患者を支援していきたいということを考えてございますけれども、先ほど分科会長からお話ございましたのは、法人内でのデータの共有というような観点のお話であったかと思えます。DXによって質を向上させていくという中で少し検討していければというふうに考えてございます。

それから、医療連携、病院間もしくは診療所もしくは施設なども入るのかもしれませんが、そういった連携もより進めていくべきという御意見もあったかと思えます。その点につきましては、地域包括ケアの構築に向けて非常に重要な要素の一つとなっているかと存じます。この点につきましても各病院、また法人全体で取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

それから、医療の質、指標に関するお話が最後4点目であったかと思えます。分科会長も御案内のとおり、医療の質を証明するといえますか評価するというのは非常に難しい分野であるかと思えますけれども、現在の都立病院・公社病院も臨床指標を公開して取り組んでいるところでございますが、法人化後はそういった取組をさらに進めていければというふうに考えているところでございますので、またその点につきまして別途御相談をさせていただければと思えます。

以上でございます。

○福井分科会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。委員の先生方、もし病院長の先生方も含めまして、何か御意見なりコメントいただけましたらありがたいんですけれども、よろしいですか。本田委員から何かございますか。この時点でもし何かありましたら。

○本田委員 今福井先生がおっしゃったデータの活用とても大事だと思って、ぜひ検討いただければ。

○福井分科会長 ありがとうございます。

それでは、御意見はないようで、時間も押し迫ってまいりましたので、資料5の新たな都立病院が担うべき医療等に関する都民アンケートの実施についてという資料の説明をお願いしますでしょうか。

○山室計画調整担当課長 資料5になります。こちらは報告になりますけれども、今日が最終日なわけですけれども、現在、新たな都立病院が担うべき医療等に関する都民アンケートを実施してございます。こちらの目的、既に資料に書いてございますけれども、都民の皆様の意見

を参考にするためアンケートを実施するものでございます。主な設問が資料に記載されておりますが、新たな都立病院が担うべき役割というような観点から、医療、また地域、患者サービスと、大きく4点についてのテーマでアンケートを行ってございます。こちらにつきましては次回以降の分科会でその結果について御報告をさせていただければというふうに考えてございます。また、この中で出た意見につきましては、今後の中期目標、中期計画の中で参考にさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

事務局からは以上でございます。

○福井分科会長 ありがとうございます。

この点につきまして何か御意見御質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、次回以降、この結果についての御説明をお願いしたいと思います。

それでは、最後に、事務局から何か連絡事項がございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○山室計画調整担当課長 それでは、事務局から事務連絡等を含めてお話をさせていただきたいと思っております。

本日配布しました資料につきましては、iPadを除きましてですけれども、全てお持ち帰りいただいて結構でございます。ただ、御希望の委員の方には別途郵送させていただきますので、事務局宛てその旨お申し付けくださればと思います。

次回以降ですけれども、本日いただきました意見を基に、御提案させていただいた骨子をベースにまた御意見をいただければと考えているところでございますが、次回以降の日程につきましては改めて調整の上、御連絡させていただきます。

以上でございます。

○福井分科会長 ありがとうございます。

その他全体を通して何か御発言ございましたらお願いしたいと思いますけれども、よろしいですか。

はい。ありがとうございます。

それでは、以上で東京都地方独立行政法人評価委員会、令和3年度の第1回都立病院分科会を閉会といたします。

本日はお忙しいところありがとうございました。

午後3時55分 閉会